

令和7年4月

野田市地域防災力向上計画（案） ※災害対応のデジタル化

1 目的

この計画は、災害時における災害対応業務について、業務のデジタル化を行うことで、市の災害対応力の向上及び地域防災力の向上を図ることを目的とする。デジタル化を行う対象の業務は大きく2つで、1つ目が、被害情報の収集・共有・管理及び市民への情報発信に関する業務（総合防災システムの導入）で、2つ目が、被災者支援（被災者台帳の管理、罹災証明書の発行、避難行動要支援者名簿の管理等）に関する業務（千葉県被災者支援システムへの参画）となる。

2 現状及び課題

(1) 被害情報の収集・共有・管理及び市民への情報発信に関する業務

① 被害情報の収集・共有・管理について

被害収集及び情報共有がアナログ管理のため、災害時の意思決定や情報発信等の災害対応に遅れが生じていることが課題で、以下のような現状である。

- ・被害収集管理紙様式やホワイトボード、紙地図でのアナログ管理のため、処理から報告までに時間(16分/1件)が掛かる。
- ・収集した情報の共有や被害対応の指示・クロノロジー管理もアナログ（直接電話での指示、様式コピーの提供等）のため、正確な対応状況の把握ができない。
- ・情報がデジタル化されていないため、リアルタイムな共有ができず、情報の正確性・整理の欠如による連携ミスや処理の遅延が生じる。

② 市民への情報発信について

市の情報配信がスムーズに行えていないことと、市民が様々なツールから情報収集する手間が掛かることで、市民は正確な情報が瞬時に収集できていないことが課題で、以下のような現状である。

- ・災害時に都度、市HPにて災害ページを作成し、各種情報を手動で更新するため、情報配信に時間が掛かる。
- ・市民は災害時には、市からの避難情報や避難所情報、関係機関の気象情報や河川水位等、様々な情報を確認する必要があり、それが一元化されていないことで、避難等の防災行動の遅延となってしまう。

(2) 被災者支援に関する業務

被災者支援業務に関して、被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行、建物被害の調査等

について、基本的にはエクセルファイルや紙様式等での管理となっており、災害時の膨大な件数の管理及び処理が必要な場合において、データ管理が煩雑になったり、発行等の処理に多くの時間を要する等の課題がある。

また、避難行動要支援者の避難に関しては、現在市として名簿の対象者や個別避難計画の作成等に関して多くの課題があり、この事業自体の計画の見直しを福祉部局を中心に行っており、その中で名簿及び個別避難計画の管理についても現在のシステムでの管理方法の見直しが必要とされている。

3 基本方針

それぞれの業務の課題を解決するために、新しいシステムの導入を進めることで、災害初動における市の災害対応力の強化や、市民へ必要な情報を的確に瞬時に提供して市民の生命を守ること（自らの判断で防災行動を取れる＝自助）に繋げる。また、被災時には被災者に対して円滑的な支援業務を実現し、早期の安心・安全な生活再建に繋げる。具体的にはそれぞれ以下システムを導入することとする。なお、システムに必要な備品（プロジェクター、複合機、iPad）も購入することとする。

(1) 被害情報の収集・共有・管理及び市民への情報発信に関する業務

野田市災害対応の基盤となる以下システムで構成される『総合防災システム』を導入する。

① 災害情報システム

災害時の膨大な情報（被害情報、避難所情報等）をGIS等も活用しながら一元的に集約・共有・管理して、市職員間でのリアルタイムに情報共有及び被害対応の進捗管理を行うシステム

② 職員参集システム

職員の安否・参集状況等職員への安否確認及び各対策班の参集状況等を把握するシステム

③ 防災ポータルサイト

市民に対して様々な情報（被害状況や避難等に関する市からの重要な情報、気象情報等）を一元化し提供するシステム

(2) 被災者支援に関する業務

千葉県と各自治体で共同導入及び運用する千葉県被災者支援システムに参画することで、被災者支援業務の主となる機能（被災者台帳の管理、罹災証明書の発行、建物被害認定の調査、避難行動要支援者名簿の管理、個別避難計画の管理）を利用する。

※なお、本システムの利用開始は市情報システムの標準化完了後の令和8年1月からとする。

4 目標（令和7年度末）

災害時にも各システムが活用できるように、平時からの取り組みに関して以下の目標を掲げることとする。なお、令和7年度の目標とする。

(1) 被害情報の収集・共有・管理及び市民への情報発信に関する業務

- ①防災ポータルサイトの閲覧数を年間 15,000（市人口の 10%）
- ②災害情報システムの被害収集処理において1回の訓練での処理件数を75件以上（現在のアナログ管理で50件）
- ③防災部局以外のシステム操作訓練の実施を主要対策班（土木班、消火・救助班、対策要員部班、避難所班）で複数回実施

(2) 被災者支援に関する業務

- ①研修や防災訓練などによるシステム利用件数を1回以上
- ②システムを使用した罹災証明書の発行割合を70%以上
- ③システムを使用した建物被害認定調査にかかる業務時間を60分以内（現在は90分程度）

5 具体的な取組

災害時にも各システムを活用できるように、上記目標を達成するために、以下の取り組みをそれぞれ行うこととする。

(1) 被害情報の収集・共有・管理及び市民への情報発信に関する業務

- ①防災ポータルサイトの閲覧数を年間 15,000（市人口の 10%）
⇒防災ポータルサイトを以下の方法で市民に周知し、利用してもらうことで市民の防災意識の向上を図る。
 - ・市HP、市報、一斉配信メール、SNSにて掲載・配信
 - ・市民参加型の防災訓練や防災講話等での案内
 - ・自主防災組織や関係団体等への説明
 - ・市民が利用する場所（公共施設、駅、バス等）でのチラシ案内
- ②災害情報システムの被害収集処理において1回の訓練での処理件数を100件以上
⇒年に4回程度の被害収集処理に特化した訓練を実施し、システム操作の習熟度を図る。
- ③防災部局以外のシステム操作訓練の実施を主要対策班（土木班、消火・救助班、対策要員部班、避難所班）で複数回実施
⇒②の訓練に関係する対策班にも参加してもらい、更に対策班の個別の操作研修や訓練を実施し、システム操作の習熟度を図る。

(2) 被災者支援に関する業務

- ①研修や防災訓練などによるシステム利用件数を1回以上
⇒千葉県被災者支援システムの協議会で開催される操作研修会に参加し、システム操

作の習熟度を図る。

②システムを使用した罹災証明書の発行割合を 70%以上

⇒現在のアナログ管理での発行処理だけではなく、本システムを活用した発行処理を行い、発行処理のフローの見直しやシステム操作の習熟度を図る。

③システムを使用した建物被害認定調査にかかる業務時間を 60 分以内

⇒建物被害認定調査を行う担当部署において、個別の実践的な訓練を年に 1 回以上実施し、実災害時の調査がスムーズに行えるよう業務の習熟度を図る。